

青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年	平成 29 年										
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
都市計画変更手続き	都市計画案の作成	14日 都へ「協議書」を提出	12日 都から「協議結果通知書」を受理	1日～15日 都市計画案の公告・縦覧	5日 都市計画審議会・諮問	関係図書等の作成		1日 都市計画決定・告示・縦覧	関係図書の送付		
広報による周知			10日 農業委員会へ意見照会	25日 農業委員会からの回答	1日 広報おうめ掲載・縦覧			1日 広報おうめ掲載・決定			